

○国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年五月一日政令第百七十八号）

国家戦略特別区域を定める政令をここに公布する。

国家戦略特別区域を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 千葉県成田市、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区

並びに神奈川県の区域

二 新潟県新潟市の区域

三 京都府、大阪府及び兵庫県の区域

四 兵庫県養父市の区域

五 福岡県福岡市の区域

六 沖縄県の区域

附 則

この政令は、公布の日から施行する。